

東区マスコット・キャラクター「タッピー」の使用に関する取扱要領

平成9年5月23日東区長決裁
(平成24年9月7日全部改正)

(目的)

第1条 この要領は、東区のマスコット・キャラクター「タッピー」の適正かつ公正な使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における定義は次のとおりとする。

- (1) 「タッピー」とは、東区マスコット・キャラクター「タッピー」に関するすべての総称をいう。
- (2) 「タッピー」の意匠とは、東区役所が作成・保管するデータをいう。
- (3) 「タッピー」のイベント用具とは、着ぐるみ、帽子、顔抜き版をいう。

(使用の承認等)

第3条 「タッピー」は、東区に住所を置く個人、所在する企業及びその他団体において、営利、非営利を問わず使用できるものとする。

- 2 営業上の販売・宣伝活動等、営利目的で「タッピー」の意匠を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ使用申請書（様式1）を東区長に提出しなければならない。
- 3 「タッピー」の意匠を使用する場合、その色及びポーズは、原則として定められたもの（別紙1）を使用することとする。ただし、「タッピー」のイメージを損なわない限りは変更を加えての使用を認めることとし、その場合、使用者は使用申請書（様式1）に変更箇所を明示した具体的使用案を添付し、東区長の承諾を得たうえで使用できるものとする。
- 4 名刺、年賀状、ホームページ、会報、ポスター、パンフレット、イベントの景品等、非営利目的で「タッピー」の意匠を使用する場合は申請を要しない。ただし、「タッピー」の色もしくはポーズについて、定められたものに変更を加えて使用したい場合は、前項の規定を準用する。
- 5 「タッピー」のイベント用具を借受けようとする者は、あらかじめ使用申請書（様式2）を東区長に提出しなければならない。

(使用の不承認)

第4条 東区長は次の各号の一に該当するときは、使用を不承認とすることができる。

- (1) 宗教的宣伝活動に使用しようとするとき。
- (2) 東区の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (4) 使用申請書に虚偽の記載があるとき。
- (5) その他、東区長が区のマスコット・キャラクターの趣旨に照らして不相当と認めるとき。

2 東区長は使用の承認をした後でも、前項各号のいずれかに該当することが判明したときは承認を取り消すことができる。

(不正使用)

第5条 第3条及び第4条に定める事項に違反したことが発覚した時は、東区長は使用者に対し期限を定め改善を求める。当該期間を経過して、なお改善が図られない場合(使用者と連絡が取れない場合も含む。)は、不正使用例として公表したうえ、以降の使用を認めない。

(使用期間)

第6条 「タッピー」の意匠の使用期間は、一つの行事または企画の開始から終了までとし、最長で3年間とする。ただし、再申請を妨げない。

2 「タッピー」のイベント用具の使用期間は、原則として借受日と返却日を含めて5日以内とする。

(使用料)

第7条 使用料は無料とする。

(権利等)

第8条 「タッピー」に関する一切の権利及び権限は東区役所に属し、「タッピー」を使用する者が自己の商標及び意匠として登録することはできないものとする。

(使用者の責任)

第9条 「タッピー」の使用において自己や第三者へ損害を与えた場合について、東区役所は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか「タッピー」の使用に関し必要な事項は、東区長が

別に定める。

(附則)

第 11 条 この要領は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。